

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議委員への意見照会（電子メール）の概要

1. 意見の回答日

令和2年5月25日（金）

2. 委員（敬称略 五十音順）

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授

坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院専門看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 医師

3. 照会事項

○埼玉県における緊急事態措置の一部緩和等について

（1）「外出自粛等の協力要請」

（2）「クラスター未発生の自粛要請施設（劇場、映画館、集会場等）」

（3）『特段の留意が必要な自粛要請施設』のうち『水泳場など運動施設等』

（4）「酒類の提供時間制限」

4. 主な意見

（1）「外出自粛等の協力要請」

○協力要請は当然必要。

（2）「クラスター未発生の自粛要請施設（劇場、映画館、集会場等）」

○安心宣言が提出されているのであれば解除。

○マージャン店、ゲームセンター、漫画喫茶などが含まれているが、一斉に解除なら拙速ではないか。

○感染防止対策の徹底を前提に速やかに自粛要請を解除するということがよい。

○各施設の実態によっては『3密』を避けることが難しい業種形態もあるが、ウイルスと隣合わせの生活様式への行動変容を探らなければ先へ進むことはできないので、各々がガイドラインを参照しつつ工夫しながら切り替えていくことが必要。

○解除に賛同。

(3) 『特段の留意が必要な自粛要請施設』のうち『水泳場など運動施設等』

○自粛解除してよい

○ネットカフェ、漫画喫茶なども含まれているが、一斉に解除なら拙速ではないか。

○感染防止対策の徹底を前提に速やかに自粛要請を解除することでよいと考えるが、体育館、屋内・屋外水泳場・・・は内容によっては接触が避けられず、ある程度の発生リスクを伴うことを前提として解除しなければならない。

○ネットカフェ、漫画喫茶については、集団で利用するものではないと思われるのでリスクは低いと考えるが、前述のとおり新しい生活様式への行動変容を進めていくのがよいと考える。

○「安心宣言」の作成を要請した上での解除。提出は強制しない。

(4) 「酒類の提供時間制限」

○19時から22時までに緩和してよいと考える。

(5) 全般に関する意見

○基本的な考えとして基準を満たしている場合には解除してよいのではないかと考える。

○当県の安全宣言の仕組みを高く評価する意見もある。業種別の安全宣言で、多くの業種で詳細な項目にわたり宣言をしていると感じた。安全宣言の提出を求めている業種（クラスターの発生した業種以外）についても緩和・解除をするのであれば、今後提出をしてもらうことがよいのではないかと考える。

○解除後の監視が重要。